指導勧奨による特殊健康診断結果報告書

				0 1 2	23456	789	
80309					~	総ページ / ロ	
労働保 険番号							
事業場の名称	事業の						
事業場の 所在地	郵便番号()		電話	()		
対象年 7: 平成 → (月~ 月分) (報告 回目) 健診年月日 7: 平成 → □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □							
健康診断実施 機関の名称							
健康診断実施 第二次健康診断 機関所在地 第二次健康診断					目		
	業務の種別	業務コード	業務コード		業務コード		
項目		具体的業務内容	具体的業務内容)	具体的業務内容)	
従事労働者数							
第一次	受 診 者 数						
健康診断	上 記 の う ち 有 所 見 者 数						
第二次	対 象 者 数	<u>ل</u>		人		人	
健康診断	受 診 者 数	Д		人		人	
健康	管理A該当者	人		人		人	
康 管 理 区	管理B該当者						
区 分	管理C該当者					人	
産氏	名						
産 氏業 所属医 名称及	医療機関の なび所在地						
'							

年 月 日

事業者職氏名

労働基準監督署長殿

受付印

指導勧奨による特殊健康診断結果報告書入力 (裏面)

- □□□□で記入された枠(以下「記入枠」という。) に記入する文字は、 光学的文字読取装置(OCR)で直接読み取りを行うので、汚したり、 穴をあけたり、必要以上に折り曲げたりしないこと。
- 記載すべき事項のない欄又は記入枠は、空欄のままとすること。
- 3 記入枠の部分は、必ず黒のボールペンを使用し、様式右上に記載された 「標準字体」にならって、枠からはみ出さないように大きめのアラビア 数字で明りょうに記載すること。
- 「対象年」の欄は、報告対象とした健康診断の実施年を記入すること。
- 1年を通し順次健診を実施して、一定期間をまとめて報告する場合は、「対象年」の欄の(月~ 月分)にその期間を記入すること。また、 この場合の健診年月日は報告日に最も近い健診年月日を記入すること
- 「対象年」の欄の(報告 回目)は、当該年の何回目の報告かを記入す

- 「事業の種類」の欄は、日本標準産業分類の中分類によって記入するこ
- 「健康診断実施機関の名称及び所在地」の欄は、健康診断を実施した機
- 関が2以上あるときは、その各々について記入すること。 「在籍労働者数」及び「従事労働者数」の欄並びに「第一次健康診断」 の欄の受診者数は、健診年月日現在の人数を記入すること。なお、この 場合、「在籍労働者数」は常時使用する労働者数を、「従事労働者数」 は別表に掲げる業務に常時従事する労働者数をそれぞれ記入すること。
- 「業務の種別」の欄は、別表を参照して、該当コードをすべて記入し、 ()内には具体的業務内容を記載すること。なお、コードに*を付し たものについては第二次健康診断及び健康管理区分欄を空欄とすること。 また、該当コードを記入枠に記入しきれない場合には、報告書を複数枚 使用し、2枚目以降の報告書については、該当コード及び具体的業務内容のほか「労働保険番号」、「健診年月日」及び「事業場の名称」の欄 を記入すること。
- 11 「事業者職氏名」の欄は、氏名を記載し、押印することに代えて、署名 することができる。

別 表

コード	業務の内容				
01*	紫外線・赤外線にさらされる業務				
02*	著しい騒音を発生する屋内作業場などにおける騒音作業				
03*	削除				
04*	黄りんを取り扱う業務、又はりんの化合物のガス、蒸気若しくは粉じんを発散する場所における業務				
05*	有機りん剤を取り扱う業務又は、そのガス、蒸気若しくは粉じんを発散する場所における業務				
06*	亜硫酸ガスを発散する場所における業務				
07	二硫化炭素を取り扱う業務又は、そのガスを発散する場所における業務(有機溶剤業務に係るものを除く。)				
08*	ベンゼンのニトロアミド化合物を取り扱う業務又はそれらのガス、蒸気若しくは粉じんを発散する場所における業務				
09	脂肪族の塩化又は臭化化合物(有機溶剤として法規に規定されているものを除く。)を取り扱う業務又はそれらのガス、 蒸気若しくは粉じんを発散する場所における業務				
10*	砒素化合物(アルシン又は砒化ガリウムに限る。)を取り扱う業務又はそのガス、蒸気若しくは粉じんを発散する場所 における業務				
1.1	フェニル水銀化合物を取り扱う業務又はそのガス、蒸気若しくは粉じんを発散する場所における業務				
12	アルキル水銀化合物(アルキル基がメチル基又はエチル基であるものを除く。)を取り扱う業務又はそのガス、蒸気若 しくは粉じんを発散する場所における業務				
13	クロルナフタリンを取り扱う業務又はそのガス、蒸気若しくは粉じんを発散する場所における業務				
14	沃素を取り扱う業務又はそのガス、蒸気若しくは粉じんを発散する場所における業務				
15	米杉、ネズコ、リョウブ又はラワンの粉じん等を発散する場所における業務				
16*	超音波溶着機を取り扱う業務				
17	メチレンジフェニルイソシアネート(M.D.I)を取り扱う業務又はこのガス若しくは蒸気を発散する場所における業務				
18*	フェザーミル等飼肥料製造工程における業務				
19*	クロルプロマジン等フェノチアジン系薬剤を取り扱う業務				
20*	キーパンチャーの業務				
21*	都市ガス配管工事業務(一酸化炭素)				
22*	地下駐車場における業務(排気ガス)				
23	チェーンソー使用による身体に著しい振動を与える業務				
24	チェーンソー以外の振動工具(さく岩機、チッピングハンマー、スインググラインダー等)の取り扱いの業務				
25*	重量物取扱い作業、介護作業等腰部に著しい負担のかかる作業				
26*	金銭登録の業務				
27*	引金付工具を取り扱う作業				
29*	VDT作業				
30*	レーザー機器を取扱う業務又はレーザー光線にさらされるおそれのある業務				